

日蘭和親条約副章について

I 日蘭和親条約副章

万延元(一八六〇)年八月一日、老中安藤信正との条約締結交渉に臨んだプロシヤ使節、オイレンブルクは、日本がプロシヤと条約を結ぶべき根拠として、つぎのような日蘭和親条約(一八五六年1月30日調印)「付録」第十一条なるものを掲げた。

日本政府は、外国諸政府の日本と条約を取結ぶを希ふ者と、交易することにより注意せりと告げたり

これによれば、日本政府は世界各国と通商条約を締結してもよいと宣言したことになる。これにたいして日本側は、日蘭和親条約付録すなわち追加条約(一八五七年10月16日調印)は、日蘭通商修好条約(一八五八年8月18日調印)の第十条によって廃止されて、現在は無効であると返答した。(以下、本稿では、特別な場合を除き、旧暦は漢数字で、西暦はアラビア数字で月日表示する)

ところが、日蘭追加条約第十一条はこのような条文ではなく、当時の幕府は、この「付録」をこのとき見いだすことができなかった(以上、『幕末外国関係文書』巻四十一の九三号、以下41-93と略す)。つまり、当時の幕府からすればありもしない「付録」を根拠に、プロシヤは通商条約締結

横 山 伊 徳

を求めたことになる(現在『条約彙纂』や『幕末外国関係文書』を探してみても、そのようなものはみつからない)。

では、プロシヤの主張するこの「付録」とはいったい何であろうか。『オイレンブルク日本遠征記』はこの交渉を記録し、同書の訳者中井晶夫氏は、「日蘭和親条約副章和解」なるものの第十一条に

都て他の外国民交易筋取組に付、外国政府日本政府と条約取結度望あらは、日本政府兼て其承諾ありて、其需に応すへしとあると注を付している。⁽¹⁾

さらに、Van der Chijs, *Neerlands Streven tot Openstelling van Japan voor den Wereldhandel* (『世界貿易への日本の開放にたいするオランダの努力』、一八六七)には、「日蘭間に全権によって一八五六年1月30日に締結された条約の一部をなす、日蘭両全権の間に合意された追加条項 (Additionele artikelen)」が収められており (Chijs, op. cit. pp. 217-20)、その第十一条は

日本政府は、他のすべての国民と、その国の政府が同様の条約を日本と締結したいと望んでいるならば、通商関係をも結ぶ用意があると宣言する

となっている。中井氏の紹介する副章は、この追加条項であった。一

方、追加条約も *Additionele artikelen* であるから、副章も追加条約も同じ *Additionele artikelen* となってしまう。先の交渉ではプロシヤ側が副章のことを言ったにもかかわらず、日本側は追加条約(付録)と理解してしまったのである。

では、プロシヤにまで知られ、オランダ側史料にも残っており、和解も存在するらしいが、早くも万延元年には所在が曖昧な「副章」とは一体何であろうか。この和解全文を紹介し、その外交史上の役割を考えることが、本稿の目的である。

まず、和解全文を引用する。

千八百五十六年一月三十日 去卯十二月二十三日、長崎府において取極し和蘭日本両国条約書の追加とし和蘭日本両国の全権決定の副章簡条

第一簡条

一、千八百五十六年第一月三十日取極し和蘭日本両国の条約書を明細ならしめんか為、尚爰に和蘭の婦女小兒、長崎其他開きし港湊に到るを免す事決談せり

第二簡条

一、寺社市店休足所に到りし時の謝物并市店にて購し品は洋金・洋銀を以て償ふへし

第三簡条

一、恒例長崎奉行にて帰帆申渡は新規に定むへし

第四簡条

一、前後江府参上に就ての仕法は、長崎奉行・和蘭領事官にて新規に定むへし

第五簡条

一、開きし港湊において和蘭人其教法を修する事、障あるへからず

第六簡条

一、日本政府にて、恒例の踏絵廃する様にすへし

第七簡条

一、開きし港湊において和蘭人貿易を免へし、且其品物を日本商人江売渡し并日本の品物を買入、輸出勝手たるへし

第八簡条

一、前断の簡条隆盛ならしめん為、外国金銀錢の輸入并日本金銀錢の輸出を免すへし

第九簡条

一、長崎港においても亦、第八ケ条の通フレイハンドル 政府江は運上を出緩優交易取立方に就而の諸規定は其地の奉行・和蘭領事官の判断にて定へし

第十簡条

一、外国政府と取結し諸条約書の内、右に就ての規定あり、因て其国民とも直様同様の規格相用ふへく、長崎港においても同様たるへし

第十一簡条

一、都て他の外国民交易筋取組に付、外国政府日本政府と条約取結度望あらハ、日本政府兼而其承諾ありて、其需に応ずへし

第十二簡条

一、交易免許の外国民、前断三港の内において相互に交易を遂へし

第十三簡条

一、日本政府にて都て荷物の出入并トールフル 外国より持来るものに付、相当の運上を取立へく、右は各国の政府、日本政府と判断の上定へし

附、此度決断の緩優交易に付、尚規定を立る事あらハ、都て日本并諸外国の両全権にて談すへし

第十四簡条

一、長崎に於て和蘭人と右港入帆の外国人との交接、船中にも出島にても勝手たるへし

第十五箇条

一、右箇条は、前断和蘭日本条約書の追加として同様調印ありて句々相違あるへからず

為証拠某等是に名判調印す

武通に取調長崎港に於て年月日

右之趣和解差上申候、以上

(安政三年)
辰九月

品川藤兵衛印
本木昌造印⁽²⁾

右から明らかなように、副章は和親条約締結後の安政三(一八五六)年のもので、十五条からなり、第一―四条は商館長を含むオランダ人の行動の制約の緩和を、第五・六条は特にキリスト教信仰の自由を、更に第七―十三条は多くを今後の交渉に委ねているものの、「緩優交易」自由貿易(Privileged trade)を規定している。従って問題の第十一條は、世界的な自由貿易体制への日本の開放を意味したと考えられる。

II 日本における副章

1 バウリングの来日情報と副章の提案

安政三年(一八五六)七月八日、オランダ軍艦メデウサ艦長ファビウスがバタヴィアから長崎に來航してきた。彼は途中香港に寄港し、英国香港總督バウリングから、イギリスはスターリング協約に不満で、日本との通商関係樹立のため二か月程後に來日したいと考えているので、英シヤム条約を予め日本側に提示してくれるようにとの依頼を受けてきた。最近毛利健三氏⁽³⁾は、英シヤム条約(一八五五年)について、東南アジアの

世界經濟編入の具体的条件を規定したバウリングとパークスの手になるイギリス外交の「傑作」とし、この条約に宿る精神と具体的諸条項が、対日折衝に臨むイギリスの本来の基本的方針と評価する。すなわち、イギリスの世界戰略の最先端が、日本にもたらされたのである。

ファビウスは早速、この情報をオランダ理事官(Kommissaris)ドンクル・クルチウスと共に日本側に提供した。クリミア戦争終結によるヨーロッパの「平和」が世界經濟をより一層發展させ、その結果日本へ通商条約の締結を求める使節が到來するのは不可避であるという情勢⁽⁴⁾から、彼は、日本に対して「和蘭政府之吹挙を以、外国筋に交易御免」を進言した。七月十日(8月10日)、長崎奉行はバウリングが「諸国に名之聞へ候老功之者」として知られていると付け加えて、この報を江戸に伝えた(以上、14―145、146)。

その後、ドンクル・クルチウスはファビウスとの協議のうえ、日蘭和親条約に追加条項を加えることにより、新しく交易を開くことを提案することに決定した(Chap. p. 209)。七月二日には長崎奉行・同在勤目付と面談を行い、「交易御差許と相成候ハ、何方も平穩に相成可申」(14―160)と主張した。長崎奉行は交易開始に傾き、ドンクル・クルチウスに主張を書面にして提出するよう求め、翌二日に彼は英シヤム条約の写しを(14―167、291)、二三日には書簡を長崎奉行らに提出し、これに副章を同封した(14―175)。つまり、Iで紹介した「副章」とは、バウリング來日情報に触発されたオランダの自由貿易関係樹立の提案なのであった。

一三日の書簡は、自由貿易の導入のほか、「仲介交易」の紹介、武器の禁輸、キリスト教信仰の自由、外国船長崎入港の規制撤廃などを述べており、副章の解説ともいふべきものである。特にこの書簡で、副章は、當時行われていたオランダによる日本への海軍教育が、「和蘭政府之國政、廉直を不致して、速に日本を強國たらしめ、利益に拘り、日本

交易他に不譲、和蘭に限り保握せん」と国際的に見られていることへの対応であると述べられていることは、注目されてよい。

つまり、バウリングの来日情報を受けて、オランダ・ドンクル・クルチウス側から日本に提出された書類は、クルチウス書簡(八月和解)、副章(九月和解)、英シャム条約写(八月和解)であり、これら(特に副章)によって、オランダは国際的非難をかわして日本を自由貿易世界体制に導こうとしたのである。⁶⁾

2 阿部の諮問と副章をめぐる交渉

バウリングの来日情報を得た老中阿部正弘は、八月四日貿易方法取調の方針を諮問した(14―213)。来日情報に際しては海防掛勘定奉行らが、交易は「一朝一夕之論を以御許可相成筋無之」と慎重論を唱えたが(14―188)、阿部の諮問もあり、その後到着した長崎奉行の交易論(交易御免と相成不申候ては、逆も穩之は相済申間敷哉と奉存候) 14―160)などを受けて、ほぼ取調開始の方向で意見が揃っていったといわれる。⁷⁾

一方、バウリング来日のさいの具体的応接についても準備がすすんだ。長崎奉行は、来日情報を伝える書簡でロシア使節のときと同様の取扱い(応接掛の派遣)を求めてきた(14―145)。当初、海防掛勘定奉行らが反対し(14―188)、在府長崎奉行荒尾成允の長崎派遣のさい(八月八日)には「居合候者一同心力を尽し、取纏候心得ニ有之度」(14―226)との指示が与えられた。しかし、間もなく英国使節来日のときには水野忠徳も長崎に出向き応接にあたりと変更され、九月には土岐頼旨や川路聖謨・古賀謹一郎らの追加派遣も決まった。また、江戸湾に来航した際には、筒井政憲・岩瀬忠震・竹内保徳に応接を命じている(14―264、265、15―27、28、29)。⁸⁾

このような準備が進むなか、イギリス海軍提督シーモアが長崎に来航した(八月五日)。日本側が、応接のさい質問したりして情報を集めたところ、

ろ、英国使節は「もはや当年は参り申間敷哉」と判明し(15―20)、またドンクル・クルチウスもバウリングの到来が再度延期されたいという情報を得た。⁹⁾ 事実、バウリングは約束の九月になっても現れず、危機感次第に薄れていった。

ちょうどこのころ、荒尾石見守が長崎に到着し(九月一四日)、また副章の和解も完成した。既にドンクル・クルチウスは、奉行川村修就や目付にたいして、副章について交渉するよう求めたが、かれらは、全権の到着まで待つてほしいといった。しかし、その荒尾はバウリングとの応接を命じられているだけで(14―226)、オランダと新しい貿易体制を交渉する権限は与えられていなかった。九月二三日・二九日に交渉が持たれたが、荒尾は交渉に入る権限は与えられておらず、副章の諸点を幕府に報告することができただけだ、と答えた。これに対してドンクル・クルチウスは、湊下(alscheidsaudientie)の廃止とそれに関わるオランダ側への文書の表現の改善(A)に固執した(副章第三条参照)。しかし、結局交渉は物別れに終わり、ドンクル・クルチウスは日本側が交渉の主題を文書にしてオランダ側に与えること(B)、および江戸にオランダ側の要求を支持するよう申送ること(C)を約束させたにとどまった。そこでファビウスと協議の上、自由貿易や踏み絵の廃止(D)のためにオランダが努力していることがわかる表明が日本側からなされるならば、ファビウスの離日以前は一旦そこで妥協しようということになった。最後の交渉が十月三日に行われた。そして、Bの要求に応じて荒尾は次のように宣言した。

①副章之柝々容易ならざる廉に有之、此度談判決し難きと付、江府へ相伺ひ可申……半ヶ年之内ニ有無御下知有之候様可申上候

②御法令文言改正之儀……商売船九月廿日を限り湊下ケニ及はざる段、強て申立候趣は、同様可申上候(Aに対応)

③踏絵相止候との儀、付申立之趣は相舍居可申(Dに対応)
④手限にて廢し候儀は相成かたく、心入之処は江府へ可申立候(Cに対応)
(15-94)

こうして、副章の交渉は半年延期されたものの(①)、行動と信仰の自由については、ある程度の妥協がみられたとして、ファビウスは日本を離れた(Chis. pp. 220-2)。

バウリングの圧力も遠退き、副章も棚上げにした荒尾は、攻勢にまわった。ドンクル・クルチウスに対して、和親条約で認めたオランダ人の自由について次々にこれを限定する方向での交渉をもちかけたのである。和親条約締結後オランダがわは「緩優との儀を口実に致し、自恣の挙動も有之」上に、副章で例えば「和蘭人と有之候得は、婦女小兒も同様」(副章第一条参照)などとさらに従来の慣行を逸脱することを言い出してきたからである(15-161)。これらの交渉では(15-160-167)、荒尾が「商館之旧制追々相復候様精々取計」おうとしたのに対して、ドンクル・クルチウスは「一旦条約にて相立候新法、只今無故改候儀は難相成」(15-162)と抵抗したのである。

いわゆる「仲買商法」の提案(十二月)も、この抵抗の一つの形態である。これは、日蘭間に協荷貿易を維持し、オランダと諸国との交易を認めることにより、間接的に日本と世界各国との交易を行おうというものである(15-133)。これについては「オランダが直接めざした」形態という評価もあるが、オランダの積極的意図というよりは、上述のような状況下での苦肉の策という性格が強いといえよう。事実、バタヴィアではこの提案に反対を表明した(Chis. p. 260)。

副章による緩優交易と「仲買商法」という二つの通商方法についての交渉の結果を、荒尾は次のように報告した。

①副章之内、第七条より十三条迄は、肝要書中(14-175)に申上候緩優交

易御許容之上取極可申事柄に有之、其外之条々は……不容易廉々に付、いづれも論破仕、緩優交易御差免し之有無御下知御座候迄は、条約本文にて据置候積

②此節加比丹申立之趣(仲買商法)は、右緩優交易とも格別之儀にて、且外国に交易御開相成候儀にも無之……一時之御便計と奉存候(15-160)つまり、副章自由貿易については江戸の判断に一任して、消極的であり(①)、「仲買商法」については積極的な意向(②)を示したのである。

以上の如く長崎での副章をめぐる交渉は、バウリングの来日が遠退いたことにより、さしたる進展を見ないで終わった。それは、副章の提案自体が、その来日情報を直接の契機としているがゆえに、当然の成り行きであった。

しかしまた、このとき副章和解・「仲買商法」提案の書簡(15-133)。十月三日の長崎奉行申渡(15-94)があわせて江戸に送付された(15-160)ことにも注意すべきである。堀田を中核とする幕閣が、副章の全貌をその交渉の詳細と共に把握したからである。既に、英シャム条約和解が江戸に送られ、またハリスから米シャム条約が提出されていた(15-59)ので、安政三年末にはかれらの前に、イギリスのアジア政策を前提として、自由貿易を骨子とする条約案が三つ存在することとなったのである。

3 アロー号事件の勃発と堀田による貿易開始の方針決定

ドンクル・クルチウスにとって、再度幕府に圧力をかけるチャンスが訪れた。アロー号戦争である。戦争勃発の報は、今度もオランダがもたらした。安政四(一八五七)年正月二九日オランダ商船ウィレミナ・エン・クララ号が長崎に到着し、広東でイギリス艦隊の砲撃を開始したことを告げたのである。

このあまりに有名な一件に関して、ドンクル・クルチウスは、まず「兵端は英人之条約を唐国高官之者にて相守不申事より差起候」(15-195)

なので、「日本之為至極肝要之義に可有之」(15-200)と主張した。かれのこの主張には、昨年の荒尾との交渉が念頭にあった。そこで和親条約すら限定しようとする日本側の意向に直面したので、今度は「条約は至極大切のもののにて、御替改等は決して難相成儀勿論にて候……一旦取極候条約の意を漸々取縮め候様之処置は、親睦之本意に無之候」(15-202)と反撃に出たのである。

ドンクル・クルチウスはこのような日本側の条約制限の背景に、外国への文書の体裁に象徴される、旧来からの外国人への冷遇があるとみる。そこで、例えば、日本から外国宛の「御文書には……何事も臣下へ対し候様之辞命多……御国風不案内の外国人は毎々不平に存」(15-202)という現状に対する改善を求めたのである(副章第三条)。

副章の最終的な目的である自由貿易樹立も求めた。世界的規模で西洋の貿易方法が一般が進行するなか、日本が「国風」を改めればそのような世界情勢を認識しているとられるが、そうでなければ中国と同様であると誤解される。「去年中差上候条約副章中の事、御取用相成候得へ、御国風御改可被為との機は早速欧羅巴に伝播いたし、追々外国御交接之御居合も可然」(15-202)と、中国との対応の違いを西洋諸国に示しうることを理由に、副章の締結を督促した。さらに、交渉がややもすれば遅れがちなことに苦情を呈し、具体的に「此度入津之商売船帰帆以前」(15-203)という期限をきったのである。

一方幕府は、このイギリスの広東攻撃情報で「対イギリス脅威論」(加藤祐三氏)「避戦論」(小野正雄氏)に強く傾斜していく。特に昨年来日したシーモアが起こした戦争だけに、事態は深刻であった。早晚イギリス到来によってもたらされるであろう危機をどう回避するかという課題を背景に、当面一方でのこのオランダの突きつけた二条件、すなわち旧来からの外国人の待遇改善と、副章Ⅱ自由貿易の採用とが解決されな

ればならなかった。

有名な二月二十四日の老中諮問は、前者について、オランダの言い分を認める方向を打ち出した。「実に当時外国人御取振、事情に不応儀は我国人にも粗相分候之義に付……兎角仕来に拘泥致し、瑣末之儀迄六ヶ敷差拒、追年外夷之怒を醸し候は無算之至り」であるから、「外国人緩優之御取扱」を基本とする「文書之往復・応接之礼節等、都て外国人とも信服し候様真実之御所置」(15-216)が必要だとしたのである。

ついで、自由貿易が問題になる。四月には約束した副章回答の期限がくる。昨年十二月に荒尾が提出した多くの交渉報告書のうち、副章と「仲買商法」とを報告した上申書(15-160)が評議にふされ、海防掛大目付目付(15-268)、同勘定奉行并勘定吟味役(15-160)、下田奉行など(15-328)が意見を上げてくる。このうち、最も早く三月に出された大目付目付のそれに注目すべきである。

まず、この上申書で彼らは副章のうたう自由貿易について、「何れにも、追て外国貿易筋御取開之上、御沙汰被為達可然」という見解を示している。これは、一見すると荒尾の上申(15-160)と一致するようであるが、実はそうではない。「緩優交易」をうたう副章について採否を論じようとする前に、外国との貿易を開始するという基本方針を確立する必要があるといういわば「二段階論」である。⁽¹⁵⁾外国人待遇に関する、同じ三月の彼らの上申書には、従来彼らが貿易開始を訴えてきたことに対して、老中が「時々御奮励之御書取も被成御下、且は御演達之趣も御座候へ共、今以断然被仰出候御廉も無之」(15-265)という態度をとっていることに、不満が述べられている。海防掛大目付目付にとって第一に論ずべきは、日本が世界に対して開港するかどうかという基本原則の確立であり、自由貿易とするか否かという具体的方法は、その次に論ずべき問題であるという認識であった。彼らは、論敵である海防掛勘定奉行らの

反対を押し切って、まず第一段階での決断を行うよう老中堀田に迫っていたのである。

さらにこの上申書で注目すべきは、

貿易御用掛之内此節より被差遣、其筋御取調、甲比丹⁽¹⁵⁾も糺し方等為
ハ……御都合可然儀と奉存候間、貿易御用取調被仰渡候御勘定奉行

・御目付之内、一人宛被差遣候様被仰渡可然奉存候⁽¹⁵⁻²⁶⁸⁾

と提案していることである。すなわち、貿易開始が決まれば、第二段階として、その方法については、むしろ日本側から積極的に人物を長崎に派遣して調査を行なえばよいとしているのである。周知のように、のちに海防掛勘定奉行水野忠徳と目付岩瀬忠震が派遣され、彼らは調査から一挙に追加条約調印までも行なうこととなるが、この派遣は、オランダによって提案された副章の決着をどうするかという議論のなかで、海防掛大目付目付から提案されていたのである。

「仲買商法」について彼らは、「甲比丹一時之存付」であり、「利にかしこぎ外夷とも迎も承伏甘心可仕謂も無之」と一蹴した。勘定奉行や下田奉行も異論はなく、拒絶の方向で結論がでた。

おそらくはこれらの上申書を踏まえて、老中堀田正睦は、同月二六日海防掛にあて「外国御取扱并貿易筋」は「不容易事柄」なので「篤と対論し置度候間、近日之内居残、一同存份之趣委細承り可申」と、更に十分評議を遂げるように命じた⁽¹⁵⁻²⁵⁶⁾。

これに関連して、「居残評議之向」に対する「貿易取調掛可談廉々之覚」という、堀田の覚書(三月)とされる、注目すべき史料が残されている⁽¹⁵⁻²⁶²⁾。

これは、「貿易御開之儀は、英夷渡来願立候節に至り御開相成候へは、……是又押付られ候姿にて御威光にも拘り可申哉」とのべ、イギリスの来日前に、日本側が主体的・能動的に「御国内限表立」貿易開始を

宣言する方向が内政上も必要であることを示唆した。この理由として

交易筋之儀、蘭人は手を替品を替申立、亜国官吏は至極大切之儀直に
申問度^(開カ)杯遮て申立、昨年以来英国ホウリンク渡来之風説等も頻に申触
し、同国風説書等をも差出候儀、実情は難計候得共、疑案いたし候得
は、各国申合先つ虚喝^(ウソ)にて申成し、亜蘭に説得為致、猶も不相整候ハ
、英夷凶威を以押付候手段杯^(ハ)は有之間敷哉、

という欧米各国の対日政策の連携への憂慮を挙げる。つまり、ドンクル・クルチウスの主張もハリスの弁説も、裏にはイギリスとの申し合わせがあり、最後にはイギリスが軍事力にものをいわせて登場する、という認識が堀田にはあるのである。確かに幕閣にある通商条約のモデルは、英シャム条約・米シャム条約そして副章であり、この三者の性格をみれば、このような認識はごく自然なものであったといえよう。だから、開港の方針をこちらから彼ら二人に示すことによって「彼之宿意も消散いたしハ、其余之義も談判居合候様にも可相成」という対外的なヨミも生まれてくるのである。

そして最後に、貿易を開始することになると、まず必要なのは「仕組方は様々々々、品は何々々、港は何所々々杯と申如き手順」を決めることだという結論が示される。

ここでの堀田の議論が、海防掛大目付目付の「段階論」に大きく傾いたものであることは、もはや明らかである。四月になっても、彼らの議論は繰り返されるが^(15-317, 318)、遂に十五日「貿易筋之儀十分取調」のために、勘定奉行水野忠徳と目付岩瀬忠震の長崎派遣が命ぜられた^(15-301, 302)。これは、先述のとおり、大目付目付の議論を採用したものである。かくして、パウリングの来日情報を受けた阿部の諮問以来、長い議論を経て、幕府は貿易開始の方向にさらに一步を踏み出し、堀田は具体的方法の検討を指令するに至ったのである。

このとき彼ら二名は取調にあたって原則とすべき事柄を伺ったが、そこでは第一条に外国人の待遇問題が取り上げられ、さらに第二条で貿易方法の取調方を論じている(16-36)。すなわち、「是迄之商法にては不都合之旨甲比丹申立、亜墨利加等は猶更承伏仕間敷」とドンクル・クルチウスやハリスの申立をうけて新しい方法を目指すことを述べる。しかし、それは彼らの申し出を鵜呑みにすることではない。ドンクル・クルチウスとも「論弁」の上で、「西洋各国之振合に基き、是迄之商法取捨仕」「後弊無之」「永統之仕法」を確立しようというのである。ここに副章が提出された国際的な状況を踏まえ、日本側がそれらに押し付けられるのではなく、日本の主体的な決断として貿易を開始しようとする堀田の意向を反映した、二人の決意を読みとるのは無理ではあるまい。

以上のように、安政三年七月にパウリング来日の情報を契機として起草され「副章」については、翌年三月から四月にかけての海防掛大目付目付のリードによる二名の海防掛の長崎派遣決定で、日本側の対応は一応の決着をみた。要するに副章にとらわれず、かれら二人が取調べにより、日本側の具体的な貿易方法を各国に共通のものとして確立することしたのである。この時点で日本における副章の歴史的役割は終了した。実際七月、彼らは「昨年中甲比丹差出候条約副章之儀は最早兎角之談判に不及」(16-208)との伺を老中に提出している。

既に多くの研究によって指摘されているように、彼らがドンクル・クルチウスと締結した日蘭追加条約は、幕末の諸条約のなかで日本側が起草し、提案した通商条約として注目されてきた。本稿での検討によれば、このような主体性は、副章提案から追加条約に至るまでの交渉過程で副章が否定されることによって、日本側に確保されたのである。これが、副章の一つの意味といえよう。

しかし、同時に、幕府はドンクル・クルチウス(そしてハリスも同様だ

が)の背後にある、イギリス・パウリングの力の大きさを認識しており、その認識がこのような決断に踏み切らせたということも落とすわけにはいかない。既述のように、堀田はクルチウスの要求もハリスのそれもウラにはパウリングがいて、最後は「凶威」を以てイギリスが通商条約を押し付けてくるという考えであった。つまり、結局日本を取り巻く東アジアの国際関係を律しているのは、外交官が駐在するオランダでもアメリカでもなく、まだ見ぬイギリスであることを、幕府は十分すぎるほど承知していたのである。このような認識の形成にあたって、副章の果たした役割は小さくない。パウリング来日情報をもたらし、併せて副章を提案し、その後も対英危機を煽って繰り返しその締結を迫ることにより、幕閣の議論を世界貿易への開放へと導いたのであるから。副章は最終的には否定され、まもなく忘れられるが、幕府の通商政策への転換にはたしたいわば触媒としての意味をもっていたのである。

III オランダにおける副章

1 オランダの対日政策における副章の位置

アヘン戦争は東アジア近代史の画期となったが、これは当然日蘭関係にも影響を与え、よく知られているように国王ウィレムⅡ世の開国勅告がなされた。その後オランダの対日政策は、漸進的に日本を世界体制に引き込んでいく方法が採られた。漸進的とは、第一にイギリスのように軍事力を背景に開国を強要するようなやり方(オランダはこれを「強制手段」(dwangmiddel)とよぶ)は採らない。第二に、従って当面は日本が納得するような開国・開港のプロセスを設定する、ということの意味した。ペリーの来日に先立ってオランダがドンクル・クルチウスを通じて勅告した通商条約案(一八五二年)は、長崎一港に限定し、私貿易を否定し所謂五箇所商人による会所貿易を前提としたものであった。

これは続いて、和親条約締結交渉と絡んで、西洋文明の優位性、特に海軍軍事力の優位性を日本に教えることにより、西洋との交通の意義を日本に納得させ、開国・開港へと導く方針となった。⁽²⁴⁾ここにオランダの海軍伝習が開始される(一八五五年)。

海軍伝習は、オランダ自身の評価によれば、日本人の西洋文明にたいする評価を一変したが、⁽²⁵⁾その一方でやっかいな問題を発生させた。オランダが日本に軍事力を援助して、鎖国の体制を強化しているという批判が欧米諸国で起こったのである。しかも、日本ではそのような批判を裏付けるかのように、条約交渉が膠着状態に陥っていた。一旦は海軍伝習の申し出が奏効して、同年九月三十日日蘭仮条約が結ばれるが、その後日本はほとんど実質的な譲歩を見せず、その年の暮れ十二月二三日(一八五六年1月30日)の日蘭和親条約はその仮条約にわずかの修正を施したものにしかなかった。

このような停滞的情勢下に、先述の如く、五六年八月8日ファビウスが、より進展した条約を結ぶようにとの指令をもって来日する。⁽²⁶⁾このとき、香港のバウリングの依頼と一緒に持ってきた。ドンクル・クルチウスは、クリミア戦争の終結によるイギリスのより好戦的な対日政策の主導権への危機感とともに、自己の外交手腕とオランダの外交方針の正当性の証明のために、従来の枠を一步踏み出して、自由貿易の提案をおこなった、と考えられる。それは、クルチウスにとっても、オランダ政府にとっても「大胆な歩み」であった(Chijs p.244)。

シーモアがバウリングはしばらく来日しないことを伝えると、多少余裕の出たドンクル・クルチウスは植民大臣に「最も輝かしい知らせ」と称して、9月15日次のように書き送った。

私は、私との交渉に入り、副章の締結へと体制を変更するように提案した。私は、この交渉がまもなく始まることを期待しており、提案さ

れた点全部ではないにしろ、そのうちいくつかの重要なものが実現できるであろうと、心ひそかに信じている。

これには、8月23日のドンクル・クルチウス書簡(14-175)と副章が同封されており、シーモアによって香港経由で本国へ郵送された。⁽²⁷⁾

2 オランダ本国における副章

ドンクル・クルチウスから副章提出の報を受け取った外務・植民両大臣は、1で述べたオランダの置かれた状況を踏まえたあと、国王に次のように提案した(一八五七年1月19・20日)。すなわち、「これ以上の日本からの戦艦や軍需品の要求にたいしては、その国が他の国の交易にも開かれないかぎりは応じることはできない、として直ちに最初に断固たる拒否を行なう」という、「われわれが手にしている強力な強制手段をもはや躊躇なく示す」ということで、日本に圧力をかけることも考慮したが、ドンクル・クルチウスの副章の知らせによって、「現在はおそらく最初から強制手段を行使するようになる必要はないだろうという視野が開かれた」(Chijs p.234, Rapport aan den Koning van 19/20 Januari 1857 no.33/1, geheim.)というのである。

つまり、海軍伝習への協力拒否という強制手段に出ようとしたが、副章の提出を述べたドンクル・クルチウスの文書が届いたので、この強制手段に直ちに着手せず、しばらく様子を見ようというのである。自由貿易をうたった副章を提案できるところまで、オランダは積極的に日本の開港のために努力しているのであり、今までのオランダの対日政策は誤っていないかったことを証明しうる、と期待したからである。

したがって、この副章はオランダの対日政策に疑問をもつ「海運大國」に情報として伝えられなければならない。これは、2月24日オランダ外務省英・仏・露・米駐在公使・総領事宛指令で果たされた。その指令にいう。

したがって、私は、貴下が信任されている政府にこのこと（オランダ対日政策―訳注）を知らせるために、覚書をおくることとする。そこには一緒に、日本の状況に関係するものすべてが入っている。貴下は、……その後起こったこと、そして、状況が将来われわれに課すように思われる方策を再度みいだすであらう。……

われわれの意図と見方の真剣さに関して、貴下がこれに付け加えるだろうものとともに、この書類の伝達が四つの強国を説得するのに大いに役にたつことを国王政府は喜んでゐる。そこでは、われわれが動いてきてないとか、われわれが将来、かれらの利益とわれわれのそれとにおいて共同したときにしか動かないつもりであるとかいうことがいま問題になっているのである。⁽²⁸⁾

ここには、副章と共に日蘭和親条約とドングル・クルチウス書簡（14―175）が同封された。さらに、オランダの対日政策略史とでも呼ぶべき覚書が付され、オランダの開国勧告以来の方針について、その到達点と今後の展望（すなわち副章締結＝自由貿易の開始）を列国が理解できるようにになっていた。

これに対する各国の反応を紹介しよう。

イギリス イギリスではクラレンドン外相が対応した。既にハーグ駐在英公使に話の概要を伝えてあったので、反応は早かった。彼の反応について駐英公使ベンティンクは3月2日つぎのように伝えてきた。

私がクラレンドン卿に語ったすべてのことで、彼は大変好ましく高貴な印象を持ったし、その卿は、もっとも熱心な言葉で、われわれの行為の誠実さについて語った。かれは私に、私がかれに届けた書類の中身を直ちに読もうと言い、そして、いまから何日かのうちに、彼のところへ、かれの考えをより詳しく私に明らかにすることができるよう私に来てくれないかと、お願いするだろうと言った。しかし、かれ

は、それに「次のように付け加えた。忠告がもう少し強力な示威に支えられていないならば、われわれの優れた忠告は、何も達成していないだろう。われわれにとっても、誰にとっても。また、いくつかの軍艦を見せることは、他のどんな友好的な忠告も生みださないかもしれないほどの印象を日本政府に与えるであらうと考える、と。」⁽²⁹⁾「」は暗号の部分

クラレンドンといえは、バーマストン首相のもとで外相を務め、かれらの東アジアにおける分身、パウリングとパークスが引き起こしたアロー号戦争をいち早く承認した人物である。その彼が、オランダから自由貿易を骨子とする条約案を日本側に提出したという情報を受けて、その対日政策の本質を語った。つまり、オランダのような忠告を繰り返すのでは駄目で、軍艦を動員したほうが早いと述べたのである。このことは、イギリスがこの時点まで、对中国政策の延長上に対日政策を考えていたことを意味し、注目される。

先の史料にもあるように、クラレンドンとの会談はもう一回開かれた。そこでクラレンドンは再度イギリスの考えに変更のないことを強調し、重要な情報をさらにオランダ公使に与えた。やや長文であるが引用しよう。

外相は私をそばに呼び、私に、日本の事態に関する文書を最大の関心を以て読んだと言い、また、覚書はあらゆる点で好意的な印象を彼にもたらしたと言った。彼は、政府の良好な意図による原則を完全に喜びはしたが、しかし、彼が私に最初の会合で言ったことを再度繰り返した。そのことは、私は閣下既に既にお伝えしてある。それ故一度中国の事態が片付けば、この意味で取り扱われようと、予期しうるのである。

私は、その後、この卿とかなり長く、いまロンドンでわれわれの関心

を抱かせる重大な事態について話し合った。彼は、私に内々で次のように言った。中国の事態に関して、表決において少数派となったことについて政府は決して不満ではない、と。「我々は、確信していた」⁽³¹⁾こうかれは言った。「二つのうち一つが起こればならないと。すなわち、我々が敗れるかもしれないし、あるいはコブデンの動議がほんのわずかの多数を以て否決されるかもしれない。後者が起こっても、やはり我々は解散を決定しなければならなかっただろう。我々にとって、これは我々の基本法的原則にしたがえばより困難で、少なくともより利益の少ないものであったろう。いまだかつて起こらなかったようなすばらしい連合（コブデンと反対党の「訳注」）によって、われわれが打撃を与えられている今よりも。有権者は、我々の党の多くのメンバーが政府に反対して投票したことを悪くとるであろう。そして、このことが、これらの選出を困難にするであろう。それ故、我々はわが方に多くの全く新しい人々が登場するのを見ることは非常にあり得るのである。」彼が、私に更に伝えたところによれば、私は以下のように結論しうる。政府は次の議会で実際かなり多数を獲得するであろうと自惚れている。そして、この考えは十分な根拠がある。すなわち、連立派（与党「訳注」）の人たちは、いまや、自分たちはパーマストン卿によって外交問題で間違いを犯したのではないか、と気がつき始めた。しかし一方、もし彼らが、首相パーマストンに反対して行動しえたかもしれない国内の重要性をもつ多くの問題が、後に現れることを期待し、そして、パーマストン卿がその時敗北を喫していれば、かれは恐らく辞職せざるをえず、そして、議会の解散がその時にはかれの反対党の手によって行われていたであろう。

（中略）パーマストン卿は、中国と交渉するためにサー、ジョン・パウリングが、別の対全権と代替されるであろう、と暗にみとめねばな

らなかった。

議会の解散の国王による決定は、この24日までに発布されるであろうし、そうすれば、四十日以内に選挙が行われると、考えられる。従って、新しい下院議員は、5月の最初に集うことになる⁽³²⁾と期待されうる。……この結果は当然のことながら何とも予想できない。

ここでは、有名なアロー号戦争へのコブデンの反対動議が可決されても、⁽³¹⁾クラレンドン⁽³¹⁾は日本への前述の方針を変えておらず、絶対勝利すると信じている総選挙がすめば、この軍事力誇示によるイギリスの対日政策が開始されるという観測がなされている。そして、対中国政策を争う総選挙で決着がつくのが5月。それでもって、イギリスの具体策が決定されるであろう。このような観測が、副章と覚書を公開した結果、イギリスからオランダに流れたのである⁽³²⁾。

ロシア ロシアの反応は、3月14日付駐露公使書⁽³³⁾簡によって知ることができる。ロシアがわは、オランダの提供した覚書や副章に大いに興味を示した。そして情報提供の代わりに、日露和親条約の写しをオランダに提供し、さらにその批准を行って帰国したばかりのポシエ艦長とオランダ公使との会談まで設定したのである。その会談では、日本の貿易上の可能性について議論が交わされ、「日本人の大多数は、ヨーロッパの様々な国々とさらに大きな関係を開く計画に好意的」であり、もし日本政府の「過度の感受性を傷つけないようなやり方で動き、そのときにあまり多くの譲歩を求めないでよしとするならば、日本の將軍とその政府はヨーロッパ諸国の代表部に順応するだろう」とロシアが観測しているという情報を得た。イギリスの動向についても議論になり、

スターリング提督は否認され、一方で同時に、サー、ジョン・パウリングが、新しい要求を支えるための示威行動を日本で起こすために十分な数の、中国の艦隊の船を集めるといふ命令を受け取るだろう。そ

のような示威行動は、中国で突発した大事件のためにのみ遅れるであらう。

と、観測していることをつかんだ。ここでも、アロー号戦争の次は日本の開港であることが確認されたのである。

アメリカ アメリカの反応については、4月10日付駐米公使書簡同封国務長官書簡⁽³⁴⁾によって知ることができる。内容はなく、「商業諸国にとって大変重要な問題に関する、貴国政府によって追求されてきた自由政策についてより完全に知ることができた」と述べたにとどまった。

フランスの反応については、オランダ外務省文書は記録にとどめていないが、副章や覚書についての各国の反応は、概して好意的で、オランダの現在までの対日政策の広報という点では一応の成果をみたといえよう。それとも、オランダにとって収穫だったのは、イギリスの対日政策の現段階を非常にリアルに知りえたことであろう。これは、ロシアの観測とほぼ一致するものであった。

3 ファビウスの報告とオランダの決断

副章に対する長崎奉行荒尾石見守の判断は、半年間の交渉延期であった。この申渡しをうけたファビウスはつぎのような報告書を提出した。

なおわれわれはそれに成功していないとはいえず、副章は、しかしながら、拒否されていない。交渉がただの六ヶ月延期されただけだ。われわれはこのように既に前進しつつある。……しかし、求められたことの多くは、いまのところ、日本が二世紀にわたって平和を維持し、幸せだと思ってきた古い日本の体制と基本法に反しており、政府と国民をそんなに重要な事柄において突然改革するということは、やさしいことではないということと同時に曖昧にできない。そのためには時間が必要 (Chis p. 224, Rapport van Kommandant Fabius 4/11/1856)。

ここにも述べられているように、オランダの対日方針は、状況が切迫し

てくると、対応できないうらみがあった。先のドンクル・クルチウスの書簡が大きな期待を持たせた反動として、この報告は非常な落胆をもたらしたのであるが、それは日本の判断をまつというオランダの対日方針の本来的にもつ難点の故であった。

副章の提出によって1月の外務・植民両大臣の報告では見合わせていた「強制手段」を、ファビウス報告書とイギリスの情勢から採用へと踏み切ることとなり、両名の4月29日・5月7日の国王宛報告書で提案された。これは「特に隣接する中国の出来事から、日本が柔和で平和的な意味で締結された条約の実行と、われわれの副章の受容の必然性を考慮にいれるべきという重大な警告と強い圧力とを導きだすことができる」とのべた。イギリスの対アジア政策から、副章の締結を急がねばならず、そのために海軍伝習非協力という「強制手段」も辞さないというのである (Chis p. 239, Rapport aan den Koning 29 April/7 Mei No. 3/35)。

この報告書は、副章やファビウスの報告書と共に「官報 (staatscourant)」で公開された (Chis p. 240, Staatscourant No. 131, 5 Junij 1857)。しかし、この報告書の外に、公開されない秘密報告書があった。秘密報告書は、次のような緊急措置としての具体的通商関係の樹立を提案した。

以上が下名の者が確信するに至った、われわれの特権的長崎貿易をいかにより早くわれわれの側から個人貿易にしなければならないかという考えです。……しかし、そのための第一で緊急の手段は、以下のようであるべきであります。長崎で投機のために積み荷の供給を試みようとすると船と長崎で直接に交易しようとするのと、われわれの特権的貿易をこれらの港において全体として個人に変更することを日本政府が認める、ということでもあります。即ち出島に居留するオランダの貿易代理人の手に移るのであり、貿易に関しては、日本人や関係する当局者と(代理人との一訳者注)の直接的な接触となるのです (Chis

p. 251, Rapport ann den Koning 20 April/7 Mei 1857, No. 129/2 geheim)。

これによれば、オランダ政府はドンクル・クルチウスの自由貿易の提案を是認したが、「ロンドンのわれわれの公使が伝えるには、イギリスではそのうちに日本に関する最終的な交渉を考えるということは明らか」(Chijis p. 246)なので、これ以前に是非とも日本と通商条約を結ばねばならない。そのためには、商館の介在を廃し、「日本政府対個人」(Chijis p. 254)という自由化が緊急に実現されるべきである、とオランダの外務・植民両大臣が考えたことになる。まさに事態の緊急性ゆえに、オランダは副章で提案した個人対個人の自由貿易から一步後退し、オランダ側の体制を自由化する線に落ち着いていく。

なお、先の官報でハーグ駐在プロシヤ公使は副章を知り、これを6月7日本国に報告した。しかし、本国ではこれは草案らしいということになり、確認するようハーグへ訓令した(7月26日)。これをうけて、ハーグ駐在公使は、副章が草案であることを確認し、さらにオランダが英仏などに配った「覚書」等をあわせて本国に送った(8月20日)。(35)このように、プロシヤが副章を知るのは、英仏などよりは数か月遅れる。

以上のように、自由貿易を骨子とする副章は、オランダ本国でも事態の緊急性の前に、後退を余儀なくされるが、その情報を入手できたのは、その副章をイギリスに提示したからであった。これを歴史の皮肉と言えようが、オランダがかくまでして副章のアピールに努めたのは、その対日政策が国際情勢のなかで二律背反な困難を抱えていたからであった。その意味で、自由貿易通商関係の開放を規定した第十一条はオランダにとって、これを解決しうる本質的な規定であった。

IV 展望 追加条約から通商条約へ

ドンクル・クルチウスは四月に決定された水野と岩瀬の二人を、半年

後に約束された副章の交渉の全権と考え、また、彼らは「副章締結とこれに関するいくつかの問題について、理事官と取り決めるために自分たちが派遣された」と述べた(Chijis p. 260)。が、既に多くの指摘がなされているように、彼らに自由貿易を取り決める意図はなく、協荷貿易の線で交渉が進められたといわれている。(36)

ドンクル・クルチウスは、先の秘密報告の概要を、8月25日(七月十七日)にバタヴィア経由でしられた(Chijis p. 265)。それは、既に紹介したように「日本政府と個人々の直接的な交易を実現」することを求めたものである。ここにオランダと日本の通商方法についての具体策は、ほぼ一致を見たのである。ドンクル・クルチウスからすれば、個人的感慨はともかく、本国の訓令は、個人対個人の自由貿易から政府対個人の交易への「後退」を緊急措置として命じていたのだから、日本側の交易の自由化を認めない追加条約案を受け入れるのに何の障害もなかった。その意味で、従来日本の主体性のみが強調されがちだった日蘭追加条約は、まさに日蘭の合作と考えることができる。(37)

ここで、ハリスとドンクル・クルチウスの対応を展望すれば、両者にとってイギリス・バウリングの路線が東アジアの国際関係の基本を作りだしていることへの認識は共通していた。しかし、オランダは緊急性ゆえに秘密報告の考え方に後退し、ハリスは最初の訓令に忠実に英シャム条約を念頭に置いた条約締結を求め、ついに通商条約を結ぶ。副章の主題である自由貿易は、ハリスによって奏でられる。

注

(1) 『オイレンブルク日本遠征記』上(新異国叢書)一四六頁。

(2) 「堀田正陸外国掛中書類七」(史料編纂所蔵写本 2051.9/116/41/8)。その他には、「防海雜記」、長崎県立図書館蔵旧長崎奉行所史料などにある(いずれも『大日本維新史料稿本』安政四年八月二九日条)。

- (3) 毛利健三「イギリス資本主義と日本開国」(石井寛治・関口尚志編『世界市場と幕末開港』、一九八二年) 四六～四七頁。
- (4) 事実ハリスがこの直後下田に到着する。ハリスは、来日前に英シャム条約に均霑した米シャム条約の改訂を行っており、この米シャム条約に準拠した日米条約の締結を任務としていた。
- (5) 石井孝『日本開国史』(一九七二年) 一七四頁。副章そのものについて、石井氏は「和訳の書簡には付されていない」として、「条約の追加」と表現する。なお、以下本稿では、石井氏の成果に依るところが大きい、その一々について注記しなかった。同書第四章参照。
- (6) 本条約に対して追加の条約があり、これらによって条約全体が通商条約として意味をもつというのは、当時の条約体制ではかなり普遍的なあり方であると考えられる。坂野正高『近代中国政治外交史』(一九七三年) 七二頁。
- (7) 石井前掲書一七八～一八二頁。これらの空気を察して、通詞はドンクル・クルチウスに、副章は、踏み絵の問題を除けば、受け入れられるであろうと漏らしている (Chis p. 220)。
- (8) 嘉永六年ブチャーチンのときの応接掛は、筒井・川路・荒尾・古賀であった
- (9) Missive van Donker Curtius aan den Minister van Koloniën No. 50, Desima 15 Sept. 1856. (Afgegaane stukken 1856. Archief Nederlandsche Factorij Japan. Aanwinsten 1910 I. No. 14) 史料編纂所蔵写真帳 7598/85/70/40
- (10) 石井前掲書一七五～七頁。
- (11) 石井前掲書一八三頁。小野正雄「開国」(『岩波講座 日本歴史』近世5、一九七七年) 一六頁。加藤祐三『黒船前後の世界』(一九八五年) 四二四頁、など。
- (12) もう一方はハリスである。
- (13) この諮問に対する上申書は以下の通り。評定所一座上申書 (15—264)、海防掛大目付目付上申書 (15—265)、箱館奉行上申書 (15—298)、下田奉行上申書 (15—320)、海防掛勘定奉行并勘定吟味役上申書 (16—35)。
- (14) これらのうち湊下げなどについての上申書にたいする意見具申は、15—

- 269、270にある。
- (15) 勘定奉行らの立場は「右体不容易廉々(副章のこと) 為取替可申筋更に無之」であり、下田奉行は荒尾の意見に「別段見込之趣等不申上候」と異論がないとした。
- (16) 注14参照。
- (17) これらの評価は石井前掲書に詳しい。
- (18) 石井前掲書で紹介されたように、海防掛大目付目付に反対する勢力、すなわち海防掛勘定奉行らもいたので、このように十分な議論を求めたのであろう。勘定奉行らの議論は15—263を参照。
- (19) 勿論、彼らの派遣が正式に幕府が貿易開始を宣言したことを意味するのではない。従って、箱館奉行のように、五月になってから「仲買商法」に反対し「断然と公貿易御取開相成候方には有之間敷哉と奉存候」という意見をあげる例もあった(16—8)。しかし、堀田が四月の時点で貿易開始の意向を持っていたことは、田辺太一『幕末外交談』1(平凡社東洋文庫) 四七～五〇頁。
- (20) この同は伝存しない。海防掛勘定奉行らの上申書 (16—36) によって、概要を知ることができる。なお、石井前掲書一九一頁参照。
- (21) 第四条で「新規之港は夫是不便之廉を以相断候見込に候得とも……難防場合に至候はば先長崎にて相様し候上、追て外両港にても差許候積、及談判候様可仕」との考えを述べていることに注意。
- (22) 永積洋子「通商の国から通信の国へ」(『日本歴史』四五八号、一九八六年)。永積氏は、この開国勧告によって、オランダにとって日蘭関係は通商から通信の関係に変化したという。
- (23) これらに深くシボルトが関わっていたことは、呉秀三『シボルト先生』2(平凡社東洋文庫) 一六～四八頁。また、庄司三男「幕末日蘭外交史の一考察」(『季刊国際政治』四号、一九六〇年)。
- (24) カッティンディーケ「長崎海軍伝習所の日々」(平凡社東洋文庫) 六頁。
- (25) カッティンディーケ前掲書六頁。
- (26) 庄司前掲論文六六頁。
- (27) 注9に同じ。

- (28) [Ministerie van Buitenlandse Zaken] aux Envoyés à Paris, Londres, Petersbourg, et Consul Général à New York, Haye, 24 fev. 1857 (Correspondentie van M. v. B. Z. betreffende Japan, 1847-62. Achief van het M. v. B. Z.)。史料編纂所写真帳 7551/2/11/5-6
- (29) ib. Beninck à Endegeest, 2 mars 1856[7] (incl. cipher) 口絵写真参照。Chis p. 235 を参照。
- (30) ib. Beninck aan Endegeest, 9 Maart 1857.
- (31) 維新史の研究書では、下山三郎『明治維新研究史論』(一九六六年)二八〇頁。東洋史・西洋史では夥しい研究がある。Beasley, *Great Britain and the Opening of Japan* pp. 164-7.
- (32) C. v. M. B. Z. Japan, 1847-62 を見るかぎり、オランダはこのときオランダとオランダの交替の意味を理解していなかったようだ。
- (33) ib. Gevers à Endegeest, Petersbourg, 14 mars 1857.
- (34) ib. Burlage aan Endegeest, New York, 10 April 1857. (incl. a letter from Lewis Cass to Burlage, Washington 9 April 1857)
- (35) Acta btr. die Handels und Schifffahrts-Verhältnisse Japan & Siam, Vol I, 1854-57. 史料編纂所写真帳 7551/23/11/6。プロシアが、副章を締結されたものと誤解した理由は不明である。追加条約を「予期に反して名譽ある結果」と駐蘭公使は本国に報告している(一八五八年3月29日)ので、両者が混同されたのかも知れない。
- (36) 石井前掲書一九五頁。
- (37) オランダが自由貿易を方向として是認しつつも、それとは異なる世界貿易のあり方があり、当面そこまで日本を到達させること自体が有意義だ、とする認識を持っていた、といえるのではないか。この認識を支えたオランダの政治・経済体制については、能力不足で論することはできない。イギリスにむすびついた自由貿易の世界的普遍性が特異である、そういう時期であるように思われる。

〈付記〉 本稿は、永積洋子氏を中心とする Chis の輪読会に多くを負うてお

り、この輪読会の修了報告ともいうべきものである。また国内の史料は稲垣敏子氏の御教示を得た。両氏ならびに輪読会参加の方々に感謝したい。